

神奈川県立汐見台病院の移譲の条件

- 1 現在地で病院を運営すること。
 - (1) 病床数について
 - 病床数は、現在の225床とすること。
 - 主要診療科（内科・外科・整形外科・産科・小児科）の病床数は、概ね現行どおりとすること。
 - (2) 診療科目について
 - 診療科目は、現在の15診療科を基本とすること。
 - 多少の増減の提案は可能だが、その場合は趣旨と診療体制を明らかにすること。
 - ただし、主要診療科（内科・外科・整形外科・産科・小児科）の設置は必須とすること。
 - (3) 地域医療連携について
現在実施している開放型病院の取組みを継続し、地域の診療所等との連携体制を維持するとともに、在宅療養患者の入院受け入れなど、地域における在宅医療の推進に協力すること。
 - (4) 分娩の実施について
当面は年間800件程度（平成21年度～25年度の5年間平均：787件）の分娩実施を継続すること。
 - (5) 看護実習生の受入れについて
現在と同規模（年間延べ2,640人：平成21年度～25年度の5年間平均）の看護実習生の受け入れを行うこと。なお、平成28年度の実習については、27年度に定められた計画を基本的に引き継ぐこと。
 - (6) 腎疾患専門医療について
現在実施している腎疾患専門医療を継続すること。
 - (7) 救急医療について
現在実施している救急体制（救急告示病院、横浜市の救急輪番に月3回参加）を継続すること。
 - (8) 臨床研修について
臨床研修医の受け入れを行うこと。
- 2 資産譲渡の方法については、土地・建物・医療機器とも有償譲渡とする。
- 3 運営費、改修費の補助については、移譲を理由とした特別な補助は行わない。
- 4 できるだけ長期間（少なくとも10年間）に渡って現在の場所で病院運営を継続すること。
 - ※ 上記条件の実効性を確保するため、平成28年4月1日から10年間、土地の全部又は一部を譲渡することを禁じます。
 - ※ 同様の趣旨で、10年以上の運営継続に係る条件、又は10年間土地の譲渡禁止に違反した場合は、物件の売却価額の2割相当額の違約金を徴した上で、譲渡物件を本県が買い戻します。
 - ※ なお、やむを得ず病院運営の継続が困難な事態が生じた場合は、継続を停止する事業年度の遅くとも3事業年度前には県に相談すること。
- 5 現在勤務する公益社団法人神奈川県医師会の職員のうち、移譲先で再就職を希望する職員については、移譲先の条件で雇用することについて提案すること。
- 6 引き続き治療を希望する入院及び外来患者を受け入れること。
- 7 保健・医療・福祉施策をはじめ、神奈川県及び横浜市の各種施策（磯子区の災害時救急病院等）へ協力すること。
- 8 上記公募条件を確実に実施するため、移譲後に、病院職員、県等行政関係者、地域住民等を構成員とした地域連絡会を設置し、少なくとも年1回開催すること。